

議 会 資 料	議案第 78 号
下水道課	

志摩市下水道条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

下水道排水設備等の新設等の工事は、志摩市下水道条例に基づき、市が指定した者が施工することとしていますが、災害その他非常の場合には、他市町村で指定を受けた事業者においても工事が可能とするための条例の一部改正となります。

2. 改正する条例の要点

志摩市下水道条例第8条(排水設備等の工事の実施)に、ただし書きとして、災害その他非常の場合において、他の市町村が指定した者においても、志摩市での下水道排水設備等の新設等の工事ができるように改正するものです。

なお、公布の日から施行します。

3. 改正による効果等

本改正により、災害その他の非常の場合において排水設備等の工事が円滑に実施されるようになります。

志摩市下水道条例(平成16年志摩市条例第200号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(排水設備等の工事の実施) 第8条 排水設備等の新設等の工事(規程で定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し規程で定める技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が所属する業者として規程で定めるところにより管理者が指定したもの(以下「指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。 _____ _____ _____	(排水設備等の工事の実施) 第8条 排水設備等の新設等の工事(規程で定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し規程で定める技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が所属する業者として規程で定めるところにより管理者が指定したもの(以下「指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者であっても工事を行うことができる。</u>